

令和 9 年度 国の施策 及び予算に関する要望書

＜国土交通省＞

令和 8 年 7 月

特 別 区 長 会

令和 8 年 7 月

国土交通大臣 殿

特別区長会会長

吉 住 健 一

令和 9 年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営に対して、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

特別区は首都東京の行政を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、様々な分野で積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって喫緊の課題である、都市インフラの改善や災害対策の充実強化等を図るためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における令和 9 年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

	頁
1 交通システムの整備促進	1
2 都市計画道路等の整備促進	3
3 都市インフラの改善	5
4 都市緑地の保全の推進	8
5 災害対策の充実	9
6 民泊に係る問題への対策	1 1
7 学校教育の推進	1 2

1 交通システムの整備促進

- (1) 交通政策審議会答申に位置付けられた路線（東京 8 号線・11 号線・12 号線・都心部 臨海地域地下鉄・新空港線・区部周辺部環状公共交通）の早期実現

特別区における交通システムの整備は、沿線地域のみならず東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与し、人口増加やまちづくりの進捗に伴う交通需要の増加へ対応していく上でも、極めて重要な課題である。

このため、交通政策審議会が平成 28 年度に答申した、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現するうえで意義のあるプロジェクトと位置付けられた以下の路線について、新たな補助の創出等、早期の実現に向けた方策を講じること。

加えて、鉄道が社会的な便益を安定的・継続的にもたらすことを踏まえ、収益採算性の判断基準の長期化など鉄道事業者への支援や、鉄道整備及び沿線まちづくりに対する財政支援を拡充すること。

- ① 東京 8 号線（有楽町線）の延伸（豊洲～住吉）
- ② 東京 8 号線の延伸（押上～野田市）
- ③ 東京 11 号線の延伸（押上～四ツ木～松戸）
- ④ 東京 12 号線（大江戸線）の延伸（光が丘～大泉学園町～東所沢）
- ⑤ 新空港線の新設（矢口渡～蒲田～京急蒲田～大鳥居）
- ⑥ 都心部・臨海地域地下鉄構想の新設（臨海部～銀座～東京）
- ⑦ 区部周辺部環状公共交通の新設（葛西臨海公園～赤羽～田園調布）

(2) 地域公共交通の確保・充実

鉄道路線の乗り入れが少なく交通手段が限られる地域では、コミュニティバスや路線バスの運行が安全で円滑な旅客輸送の要となっている。

昨今、バス運転手不足等の問題が生じる背景を踏まえ、地域交通を担うコミュニティバス等については、運転士不足等の課題に対応できるよう、安定的な運行に向けた継続的な支援を講じること。

(3) ご当地ナンバーの導入に伴う地方版図柄入りナンバープレートの台数要件の緩和

特別区において、ご当地ナンバーの導入を伴う地方版図柄入りナンバープレートの導入は、地域の風景や観光資源を図柄とすることにより、各区の魅力を全国に発信し、地域振興、観光振興につながる非常に重要な施策である。

令和8年7月現在、23区中6区がご当地ナンバーの導入を伴う地方版図柄入りナンバープレートを導入している。

なお、現在、区市町村における地方版図柄入りプレートの導入台数要件は登録自動車数が7万台以上となっており、台数要件に満たないがゆえに導入検討ができない区も存在している。

そのため、希望する全ての区がご当地ナンバーの導入を伴う地方版図柄入りナンバープレートを導入できるよう、台数要件を緩和すること。

地方版図柄入りナンバープレート導入区

江東区、世田谷区、杉並区、板橋区、葛飾区、江戸川区

2 都市計画道路等の整備促進

特別区では、主要な幹線道路網の未整備区間が散在しており、首都東京の都市計画道路ネットワークが十分機能していない状況にある。これらは、事故の危険性や道路交通円滑化の大きな妨げとなっている。

このため、首都東京の地域特性を考慮し、緊急輸送路としての機能を確保するためにも、都市の基幹的施設である都市計画道路等の整備が計画的かつ確実に促進されるよう、次の方策を講じること。

(1) 都市計画道路等の整備促進

都市計画道路の整備を促進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、特別区の防災機能向上等、都市再生の観点からも早期に整備するために必要な財政措置を講じること。

また、慢性的な交通渋滞が発生している一般国道についても、立体整備を行うなどの対策を行い、将来を見据えた交通安全・渋滞緩和を行うこと。

(2) 連続立体交差事業の整備促進

都内に残存する踏切は、道路交通円滑化や、鉄道で分断された地域の再生等の妨げとなるため、その解消に効果的である連続立体交差事業の整備促進に向け必要な財政措置を講じること。

(3) 東京外かく環状道路の整備促進

東京外かく環状道路（関越～東名）は、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路である。

については、本道路完成時期を明確にした上で、必要な予算を確保し、大泉 J C Tや青梅街道 I Cを含めた地上部の検討等を進め、早期完成を目指すこと。

なお、陥没事故の再発防止対策を講じ十分に安全を確保した上で慎重に掘進を行うこと。

3 都市インフラの改善

都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくりを推進するためには、都市インフラの改善を図る必要がある。

このため、次の方策を講じること。

(1) 羽田空港の機能強化に係る対応

羽田空港の新飛行経路の運用に関し、新飛行経路下の住民からは、騒音、落下物や機影による圧迫感などについて、様々な苦情、懸念などの意見が今も区に寄せられている。

これらの状況を鑑みて、騒音対策や落下物対策等の安全管理体制を強化するとともに、自治体や住民に対する情報提供体制を充実し、適切な情報提供を徹底すること。

また、新飛行経路の固定化回避を早急に実現すること。

さらに、新飛行経路下の住民が防音対策を講じる際の支援を行うこと。

(2) 社会資本整備総合交付金の拡充

市街地再開発事業等において、十分な財源を確保できず、財政負担の増加や事業中断のリスクが生じていることから、以下の方策を講じること。

- ① 市街地再開発事業等の交付対象要件の緩和を含めた、社会資本整備事業の安定的な制度設計を行ったうえで、要望額に応じた安定的な交付及び工事費高騰に対応した補助を行うなど、十分な財源措置を図ること。

- ② 水害の激甚化・頻発化が生じている状況を踏まえ、水害対策に向けて市街地再開発事業を積極的に進める地区が含まれるよう、交付要綱の見直しを行うこと。

(3) 市街地再開発事業に対する補助金の増額及び税制改正

市街地再開発事業が遅滞なく実施できるよう、施行者に対する直接補助金を安定的に交付するとともに、増額を図ること。

また、転出者に対しての特別控除額5,000万円の引上げ及び、代替資産取得の特例の併用を認めること。

加えて、権利床の相続税に係る資産評価についての特例を認めること。

(4) 電線類の地中化の促進

無電柱化において、埋設管が錯綜している都心部では、玉突き移設や埋設位置のずれなどにより、前年度の要望額に基づいて交付決定された補助金額と実際の工事金額に差額が生じているが、現在の移設補償では清算交付の仕組みがないため、区の実質的負担が発生している。

そこで、施工後の清算額に基づいた補助金の交付が行えるよう、現在の補助スキームを見直すこと。

(5) 公共インフラの老朽化対策推進

インフラ施設の多くが更新期を迎えており、これらの対策に必要な費用が増大であることから、計画的かつ安定的な社会インフラのメンテナンスに関し、技術面・制度面・財政面の視点からの総合的な支援の拡充を行うこと。

また、道路法の指定が馴染まない、区が管理する跨線人道橋は、国庫補助の対象外となっており、老朽化に伴う多大な経費が全額区の負担となっていることから、道路メンテナンス補助事業を活用した点検や改修ができるよう、国庫補助の対象を拡大すること。

(6) 投機目的のマンションの転売対策

昨今、国内外からの投機を目的としたマンション取引が行われており、その結果、過度な住宅価格の上昇や、真に居住を希望する方が入居できないなどの問題が生じている。

加えて、居住実態のない住戸が増えることによる地域コミュニティの希薄化やマンションの管理運営への悪影響等が懸念されていることから、以下の方策を講じること。

- ① 短期で転売した場合の譲渡所得税の引上げ等、投機目的での転売を抑制する有効な施策を講じること。
- ② 空き家や空きビルなどの既存ストックを活用したりノベーションや事務所から住宅へのコンバージョンなど、東京都心部におけるアフォーダブル住宅の整備・供給に関する制度面・財政面の支援のために「既存住宅流通活性化緊急促進事業」を拡充すること。

(7) 公有地の拡大の推進

対象規模の縮小等による届出要件の拡大、譲渡所得の特別控除額における全国一律の控除額ではない公示価格等による傾斜の設定等、必要な公有地の確保に寄与する法改正を行うこと。

4 都市緑地の保全の推進

都市において貴重な緑地である、生産緑地や屋敷林等の保全は重要であるが、維持管理費用の所有者負担が大きく、相続に係る費用も多額である。

また、所有者が売買の意向を示した場合には区側の財政負担が課題となり、公有地化のための十分な補助金制度の確立が求められることから、次の方策を講じること。

- ① 都市緑地法や条例により樹林地を保全している所有者が、樹木剪定など行う際の維持管理経費を、所有者に対する固定資産税や都市計画税などの税控除の対象とすること。また、樹林地や農地に相続が発生した場合に、相続税の負担軽減を図ること。
- ② 樹林地や生産緑地等の買取申し出に対して、区による土地取得のための財政支援を強化すること。

5 災害対策の充実

切迫性が指摘される首都直下地震及び南海トラフ地震、近年の異常気象による水害等への対策の一層の充実を図るため、次の方策を講じること。

(1) 帰宅困難者対策等の推進

帰宅困難者対策について、首都直下地震発生時だけではなく、台風などの風水害を含めた全ての自然災害に対し、各自治体、民間等が広域的な連携を図られるよう、国が主導すること。

また、帰宅困難者用一時滞在施設における備蓄品整備に関し、自治体及び自治体関連施設向け補助制度の創設や、備蓄倉庫のための国有地の利活用を進めるとともに、民間一時滞在施設確保の課題となっている瑕疵担保責任への対応として補償制度を創設すること。

さらに、都市安全確保促進事業においては、補助対象地域となる駅の乗降者数の基準を緩和すること。

(2) 大規模水害等への対策の強化

豪雨・洪水・高潮・津波から都市機能の保全を図るため、河川管理者が主体的に取り組み、住民負担の軽減や地域の合意形成の円滑化につながる方策を拡大するなど、高規格堤防整備事業に基づく治水対策をより一層推進すること。

また、一部高さの低い堤防のかさ上げ及びその整備に必要な橋梁架替事業について、河川管理者と鉄道事業者の協力の下、早急に対応すること。

さらに、地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、国が主体となって、関係機関との連携・調整を行うなど、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。

とりわけ、広域避難先の確保、広域避難開始の判断、鉄道事業者等の協力確保に関する支援や、河川管理者等による堤防や水門等の耐震・耐水対策事業の早期完了及び排水機能の拡充等を行うこと。

（３）災害廃棄物処理に係る仮置場の確保

地震等、大規模災害発生時に迅速に災害廃棄物の処理が進められるよう、国が広域処理を主導すること。

また、広域的な処理・運営を想定している二次仮置場の確保は困難を伴うため、国で所有又は管理する緑地等を災害廃棄物や火山灰等の仮置場や処分場として利用できる制度等を構築すること。

（４）擁壁改修対策への財政支援等

擁壁やがけの安全性を高め、大規模な土砂災害や日常生活における倒壊による被害を防止するため、既存不適格の擁壁における築造替えを要する時期等の基準や２m以下の擁壁の構造規定を設けるなどの法規制を行うこと。また、擁壁改修に伴う補助事業の創設、社会資本整備総合交付金の増額など、擁壁等の対策に係る支援策を拡充すること。

6 民泊に係る問題への対策

住民生活との調和と宿泊需要への対応の両立に向け、地域の実情に応じた規制手法を拡充し、実効性のある対策を講じることが不可欠であることから、国の責任において早急に住宅宿泊事業制度を見直し、以下の方策を講じること。

- ① 住宅宿泊事業法第18条に基づく条例による住宅宿泊事業の実施制限については、区域と期間以外の事項についても、自治体が地域の実情に応じて柔軟に定めることができる規定を明文化すること。
- ② 住宅宿泊事業の届出制度について、更新制を伴う許可制度に改めること。また、住宅宿泊事業者は、国内に住所を有する者に限定すること。
- ③ 住宅宿泊管理業者の登録要件を再度厳格化し、適正な管理を行うよう指導監督を徹底するとともに、管理業務の再委託を禁止すること。
- ④ 住宅宿泊仲介業者への指導監督を徹底するとともに、違法物件を掲載した住宅宿泊仲介業者に対しては法に基づく行政処分を厳格に適用すること。
- ⑤ 旅館業法第7条の2第3項の規定による業務停止命令を受けた者を、同法第3条第2項及び住宅宿泊事業法第4条の欠格事由に追加すること。また、住宅宿泊事業法第16条第2項の規定による廃止命令を受けた者を、旅館業法第3条第2項の欠格事由に追加すること。
- ⑥ 適正かつ地域に貢献する事業者を支援する制度について検討すること。

7 学校教育の推進

学校教育の充実を図るため、学校施設の整備等について、次の方策を講じること。

(1) 学校施設の改修等に対する財政措置及び規制緩和

学校施設の老朽化や機能更新への対応として、円滑に建替えや改修等を行うことができるよう、「学校施設環境改善交付金」及び「公立学校施設整備費負担金」の財源を十分確保するとともに、補助対象の要件拡充、物価高騰や地域の実情を踏まえた単価への見直し等の財政措置を行うこと。

また、新築・増改築・改修事業に至った案件については、本体工事とは別に設計及び調査費用等に対する補助事業を新設すること。

(2) 義務教育に係る教材費や給食費等への財政措置

① 義務教育に係る教材費や行事費等について、自治体間の格差を解消するため、教材等の無償化を国の財源に基づいて迅速に対応すること。

② 学校給食費について、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、自治体への負担が生じないように、必要な財源措置等を行うこと。

なお、公立中学校についても、同様の措置を講じること。

(3) 修学支援制度の充実

学ぶ意欲のある子どもが、十分な教育の機会を得ることができるよう、国の高等教育の無償化の更なる充実を行い、給付型奨学金の受給可能な世帯収入及び奨学金の上限額の拡充と、児童養護施設退所者や生活保護世帯出身の児童等、保護者からの支援が受けられない子どもへの奨学金の上乗せを実施すること。

また、若者世代の奨学金返済の負担軽減を行うこと。

(4) 課題等を抱える児童・生徒への支援の拡充

- ① スクールソーシャルワーカーの配置に係る費用に対する国庫補助金の補助割合を拡充すること。
- ② 教育支援センター（適応指導教室）に関する国庫補助金制度の補助対象を拡大するとともに、補助率を拡充すること。

(5) 国有地での学校設置に係る諸条件の見直し

国有地を公立小中学校用地として借用する際は、自治体の負担軽減のため、無償貸付を行うこと。

また、老朽化が進む学校施設の更新や生徒児童数の増減への対応を円滑に進めるために、増改築に伴う増改築承諾料を廃止するとともに、増改築にあたってはリース契約による増改築校舎の建設を承認すること。